

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 ガス・石油機器判断基準ワーキンググループ
(第6回)

日時 令和7年4月14日(木) 16:00～17:16

場所 経済産業省別館2階 238会議室

○井澤補佐

それでは、定刻になりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会ガス・石油機器判断基準ワーキンググループ第6回を開催させていただきます。

私は事務局務めさせていただきます資源エネルギー庁省エネルギー課の井澤でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日でございますが、対面での開催とさせていただいております。一般傍聴につきましては、インターネット中継にて配信しております。また、後日ウェブでの配信も可能とさせていただいております。

続きまして、委員の皆さまの出欠状況について、報告させていただきます。本日は、全委員の皆さまにご参加いただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

また、本日オブザーバーとしまして、一般社団法人日本ガス石油機器工業会及び一般社団法人日本ガス協会の方にもご参加いただいております。

配付資料でございますが、議事次第、委員名簿、そして資料1～5となっておりますので、もし不足等あれば、事務局までご連絡をお願いいたします。よろしかったでしょうか。

それでは、これからの議事の進行を齋藤座長にお願いしたいと思います。齋藤座長、よろしくお願いいたします。

○齋藤座長

齋藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから議題に入っていきたいと思います。まず初めに、議題1のガス温水機器の目標年度について、続きまして、議題2のガス温水機器の目標基準値について、それから、議題3のガス温水機器の特例制度について事務局より説明をお願いいたします。

○井澤補佐

それでは、資料1について説明させていただきます。ガス温水機器の目標年度でございます。まず、1ページ目でございますが、今回の新しいガス温水機器の目標年度については、省エネ機器の普及に前向きな製造事業者等の積極的な姿勢も鑑みまして、トップランナー原則の最短である3年を経た2028年度とさせていただきたいと思っております。

次のページでございますが、本トップランナー制度の原則、基本的考え方についてでございますが、原則 8 の抜粋をさせていただいております。ここにありますとおり、3 年～10 年を目処に機器ごとに定めるところにあるうちの 3 年というふうにさせていただいております。

続いて、資料 2、ガス温水機器の目標基準値についてでございます。

まず、1 ページ目でございますが、こちらのページにつきましては、前回第 5 回 WG の際に、ご了承いただいた目標基準値の策定方針でございます。改めましてでございますが、下にある絵のとおり、まず、潜熱回収型のトップ効率、そして従来型のトップ効率、それぞれをピックアップさせていただきます。

それぞれに対しまして、潜熱回収型の導入シェア、あるいはそこを 100 から引いた数値、これを従来型の導入シェアとしまして、数値を加重調和平均し、区分ごとに目標基準値を設定させていただくというものでございます。

この潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャルの策定に当たりましては、上の日本語の 3 つ目のボツのところにありますとおり、将来の目標年度時点、この場合、2028 年度になりますが、その時点での出荷台数を推計した上で、新築と既築の違い、戸建と集合の違い、賃貸、分譲、このような住宅の特徴に応じて、潜熱回収型給湯器の導入制約を評価し、設定することというふうにさせていただいております。

次のページに参ります。まず、目標基準値の設定、区分Ⅰでございます。こちら前回、第 5 回の WG にて、ご了承いただきましたが、区分Ⅰにつきましては、潜熱回収型給湯器は存在しませんので、トップランナー値である 77.6%を目標基準値とさせていただいております。

次のページでございます。続きまして、区分Ⅱのページでございます。

先ほどお伝えさせていただいたとおり、従来型と潜熱回収型のそれぞれから特殊品を除いた上での最も効率の高い機器のエネルギー消費効率、そして潜熱回収型給湯器の導入ポテンシャル、これを用いまして、区分Ⅱの目標基準値を設定いたしました。

左下でございますが、前回の際にもご報告させていただいたとおり、区分Ⅱにおける潜熱回収型のトップ効率は 92%、従来型のトップ効率は 82.5%でございます。

今回新たにお示しさせていただきますが、③潜熱回収型の導入ポテンシャルが 35%と評価させていただいております。この 3 つを用いまして、目標基準値を算出することになります。

この右側、吹き出し部分でございますが、この区分Ⅱにおける主な導入制約というものを書かせていただいております。

1 つ目でございますが、こちらは区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ共通でございますが、各自治体の取り扱いより潜熱回収型機器から発生するドレン排水を汚水として処理する必要があります。

2 つ目でございますが、既築の集合住宅においては、給湯器が設置されている位置によっては、ドレン排水管の敷設工事をそもそも実施できないというふうなこともございます。

最後、3つ目でございますが、そのうち特に既築の少人数世帯向けの集合賃貸住宅においてでございますが、経済性の観点から潜熱回収型機器の設置を見送るといった場合がございます。

このような導入制約を定量化しまして、35%という目標を立てさせていただいています。

また、吹き出しの下の部分にもございますが、区分Ⅱのエコジョーズ等潜熱回収型の導入率実績としまして、2022年度は6%というふうなところになりますので、ここから35%を目指すということになってございます。

次のページ、4ページ目でございます。今申し上げた3つの数字を使いまして、次期目標基準値としまして85.6%を次期目標基準値とさせていただきたいと思っております。

また、この区分Ⅱのところにつきましては、2つ目のポツに書いてございますが、構造に起因してエネルギー消費効率に差が出るというものがございます。右下の表にありますとおり、壁貫通型からレンジフード一体型まで、それぞれ構造係数というものを設定し、目標基準値に掛け算をするということで設定させていただいております。

次のページお願いします。続いて区分Ⅲでございます。

こちらと同じように、左下の青い箱にございますとおり、①として、潜熱回収型のトップ効率が92.5%、②番、従来型のトップ効率が82.5%、そして今回お示しさせていただく③番、潜熱回収型の導入ポテンシャルが75%というふうになってございます。

右側も同じように導入制約を書かせていただいています。1つ目と2つ目は先ほど区分Ⅱでお示したものと同じでございますが、一番下のところ、区分Ⅲに関しましては、仮にこの工事、実際に潜熱回収型を設置するような場合の工事が可能であったとしても、三方弁対応型であったりドレンアップというふうな設置が困難な場合がございます。

足下、2022年度の導入実績が55%となっております、20%ほどの上昇ということになってございます。

次、6ページ目でございます。今、申し上げた3つの数字を使いまして、算出された目標基準値が89.8%となっております。右側、先ほどの区分Ⅱと同じように、壁貫通型と壁組込型につきましては、構造係数を設定させていただいております。

続いて、7ページ目、区分Ⅳでございます。区分Ⅳに関しましても同様の構造でございますが、潜熱回収型のトップ効率が93%、従来型のトップ効率が83.8%、③番、潜熱回収型の導入ポテンシャルが83%となっております。

右にあるとおりでございますが、導入制約、これは区分Ⅲとおおむね同様の内容とさせていただいております。また、2022年度の潜熱回収型の導入率実績は72%ですので、おおむね10%ほどの上昇をさせていただいているところでございます。

次、8ページ目でございます。区分Ⅳに関しましては、今申し上げた数値を用いまして、91.3%を目標基準値とさせていただいております。なお、区分Ⅳに関しましては、構造係数が必要となるような機器はございません。

続いて9ページ目でございます。今、ご説明させていただいた各区分の目標基準値、あ

るいは潜熱回収型の導入ポテンシャルを一覧にさせていただいています。

区分Ⅰ、ちょうど真ん中のところでございますが、区分Ⅰが77.5%、区分Ⅱが85.6%と構造係数、区分Ⅲが89.8%と構造係数、区分Ⅳが91.3%といなっております。

一番右側に緑色で示している2025年度目標基準値、現行基準がございますが、比較していただければお分かりと思いますが、数%目標基準値を上げるという結果になっております。

次のページでございます。参考資料が続きますが、こちらのページでは、冒頭申し上げた各基準のトップランナー値をピックアップする際に特殊な構造のものについては、除外させていただいています。今回、ここに記載のある内容のものについては、トップ値から除外することにさせていただきます。

続いて11ページ目、こちらも参考でございますが、途中でご説明させていただいた構造要件でございます。ここに記載させていただいているような構造のものについては、これらの理由により、構造係数を設定させていただいているというものでございます。

以降、同じような説明が続いておりますが、参考までに添付させていただいております。以上が資料2になります。

続いて、資料の3になります。

○宮原係員

続いて、資料3のご説明に移らせていただきます。1ページ目、おめくりいただければと思います。

前回第6回のワーキンググループにおいて、ガス温水機器の達成判定における特例の②、事業別平均効率の算定に加えることができる機器について2025年度基準より適用されておりますハイブリッド給湯器に加えまして、新たにエネファームについて算定に加える方針についてご審議、ご了承を委員よりいただいております。

お示ししておりますスライドは、そのエネファームを特例②の算定に加える際の効率を算出する方法でございます。

エネファームは排熱の有効利用でしたり、それから系統による送電ロス、配電ロスがないことにより、火力発電所等と比較して、エネルギーの利用効率が高いとされております。ここでは、そのエネファームのエネルギー消費性能というところを評価する形で効率を算出してはどうかというふうに考えてございまして、国立研究開発法人建築研究所にて発行されている技術資料に規定している算出式をもとに、これを活用する形でスライドの中段の算出式を用いて給湯部分の年間効率を算出する方法としてはどうかと考えております。

具体的にはエネファームの給湯に要するエネルギー量、いわゆる給湯負荷に対しまして、エネファームの燃料電池システム部分の発電による省エネ性能を考慮したエネルギー消費量で除する数値を年間効率とする算出手法でございます。

また、この後、少し論点として書かせていただきましたけれども、この算出式のうち、

発電の電力量を一次エネルギー換算、ジュール換算する係数というものがございまして、スライドでお示しするところの f_{prim} というふうに書かれている、下の部分に書かれているところでございますけれども、ここで使う数値は省エネ法の中でも規定をされております $8,640 \text{ kJ} / \text{kWh}$ 、こちらを採用させていただければと考えてございます。

続きまして、次のスライドでございます。こちらはもう既に前回のワーキンググループでご了承いただいておりますハイブリッド給湯機の年間給湯効率の算出式でございます。

算出方法については、2025 年基準と同様の算出式とする方針でご了承をいただいておりますけれども、2028 年度基準については、先ほどと同様、算出式中に用いられる電力量の一次エネルギー換算係数、こちら $8,640 \text{ kJ} / \text{kWh}$ を採用させていただく方向で考えてございます。

続きまして、スライドの 3 ページ目でございます。大変文字が多く恐縮ですが、先ほどご説明させていただきました係数の採用経緯について説明をしているスライドになってございます。

現行の省エネ法では工場等のエネルギーの使用の合理化、いわゆる省エネといった使用の合理化の評価に当たっては、「エネルギー消費原単位」というものと、それから「電気需要最適化評価原単位」というものの 2 種類の評価方法を用いてございます。

前者のエネルギー消費原単位というところにつきましては、先ほどご紹介をさせていただきました換算係数として、火力のみならず最エネでしたりとか、電子力発電等を含む全電源、全ての電源の平均値を用いております。

また、後者、電気需要最適化評価原単位というところでは、一次エネルギー換算係数としては、電気の需給状況、その時々々の需給状況に応じた複数の数値というものを採用してございます。

3 ぽつ目ですけれども、前者のほう、エネルギー消費原単位というところで用いられている電気の一次エネルギー換算係数は、以前は火力平均、火力発電所での考え方を採用していたんですけれども、2022 年の省エネ法改正において、エネルギーの安定供給の確保でしたり、それから経済性の向上の観点から非化石エネルギーを含めた全てのエネルギーの合理化が措置されたことを踏まえまして、全ての燃料種由来の電気の使用の合理化を促すためには、合理化の対象となる全ての電源、火力発電、最エネ、原子力、水力、この全ての電源の効率を適切に反映した係数で評価すべきというところがございます、全電源平均という係数を用いることとしております。

今回のトップランナー制度の特例措置をはじめとする機器の製造事業者等に対する措置でございますけれども、ハイブリッド給湯機のヒートポンプ部分の消費電力量でしたり、それから今回新しく加えることとなりましたエネファームといった燃料電池システムの発電における省エネ性能を考慮するに当たりましては、まず第一に本措置というのは、電気の需要の最適化に資する措置というものを評価するものではないこと。第二に現に使用されるエネルギーの使用の合理化、これが目的であること。この 2 つの理由から、電気の一

次エネルギー換算係数としては、全電源平均である $8,640 \text{ kJ} / \text{kWh}$ 、こちらを用いて評価することが適当と、このように考えております。

以後のスライドは、こちらも参考が続いてございますけれども、スライドの4ページ目は先ほどまさにご説明をさせていただきました換算係数の採用経緯というところで、当時の第35回省エネ小委の資料の再掲でございます。

5ページ目、6ページ目につきましては、前回第5回のワーキングで委員によりご承認いただきました達成判定の方法、それから特例の方法と、この2つのスライドを参考までに掲載させていただきます。

以上で資料3の説明を終わります。座長にお戻しいたします。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの資料1～3の説明に対しまして、ご意見ご質問等をお受けしたいと思えます。発言の順番につきましては、まず委員の皆さま、次にオブザーバーの皆さまという順にさせていただきたいと思えます。発言を希望される方におかれましては、ネームプレートを立ててご発言いただければと思えます。

それでは、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。大國委員、よろしくお願いいたします。

○大國委員

ありがとうございます。

ご検討いただき、ありがとうございます。エネファームの効率の評価方法についてなんですけれども、ちょっと物理的に、工学的にというのですかね、少し違和感がありまして、皆さんの意見を聞きたいのと、お願いしたいことがございます。

この式を見ますと、分母に引き算が入っていて、 f_{prim} が、先ほどもご説明いただいたように8.64ということで、一次エネルギー換算係数だということだと認識しました。そうすると、ここが仮に3.6という熱量換算係数であれば、違和感ないんですけれども、8.64にすることによって、分母の数字が限りなくゼロに近づいたりとか、マイナスになったりとかっていうことがあり得るのかなということを気にしております。

というか、そもそも入力、効率ということなので、基本的には分母は入力エネルギーを書くべきではないかというふうに思っまして、そうするとちょっとそこに操作を加えることによって、今言ったような懸念があるということを感じました。

ということで、私からご検討いただきたいことといたしましては、まずはこの計算式が非常に特殊な計算であるということを明示していただければなというふうに思いました。

それから、仮になんですけれども、非常にこの分母がゼロに近付くような状況が出てきた場合には、何か方法、その時点で何らかの検討をしていただきたいなということでござ

います。現状はそういうことはないのかもしれないんですけども、計算式上、そういうことが出てくる懸念があるのかなというふうに感じています。

もし、さらに可能であるならば、入力はそのままにして、引き算であるところの式を分子のほうにして、足し算して、出力側を大きく見せるということで何らかの計算式を変更できないかなというのが考えたところでございます。入力はあくまでもそのガスの消費量である。ただ、出力のほうは、給湯熱とそれから発電に関わった 8.64 を掛けた一次換算のエネルギーであるということであれば、分母がゼロに近付くような変なことは起きないのではないかというふうに感じたところです。

ということで、必ずこれが駄目というわけではないんですけども、何らかの注釈が必要、あるいは式の変更が検討いただければいいのではないかなというところでございます。以上でございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

事務局、答えられますか？

○井澤補佐

ありがとうございます。

まず、ご意見いただきましてありがとうございます。この計算方法で実際にゼロに、あるいはマイナスになるような場合というふうなことが、ちょっとどういうふうな状況なのかってところからまず理解させていただく必要があると思うんですけども、あくまでも計算上、そういったことが起きうる、実態上ではなく、計算上そういったことが起きうるというふうな懸念でございますでしょうか。

○大國委員

そうですね。ちょっと稼働状況をあまりよく理解してない中で恐縮なんですけども、仮にこのバックアップボイラーのガス消費量が限りなくゼロに近付いたとして、そうすると、基本的には発電ユニットのガス消費量のみになってくると。その時に発電ユニットのガス消費量と、発電量に掛ける 8.64 を掛けた時のこの式を比較した時に、エネファームの発電効率がどんどん上がってきた場合においては入れ替わる、プラスマイナスが、マイナス側になってしまうというようなことがあり得るのではないかなという机上の計算でございます。

○井澤補佐

ありがとうございます。このあたり、オブザーバーの方にもご意見を伺わせていただきたいのですがいかがでしょうか。

○齋藤座長

では、オブザーバーの皆さん、何かありますか。ガス協会からご意見いただければと思います。菅沼オブザーバーよろしくお願いいたします。

○菅沼オブザーバー

ありがとうございます。日本ガス協会の菅沼と申します。

今の大國委員のご質問に対してお答えいたします。大國委員から指摘がありましたが、現状の計算では、分母がマイナスになることは考えにくいと思います。現状に当てはめますと、いろいろな前提条件はあると思いますが、例えば4人家族で温暖地の負荷を考えた時に、分母がマイナスになる条件として考えられるのは、一つは一次エネルギー換算係数が現状よりも大きくなった場合。しかし、全電源係数を使い、かつ再エネの普及を想定すると考えておりますので、これ以上係数が大きくなるというのは、少し考えにくいと考えております。

もう1点が、発電効率が上がって、発電ユニットの燃料消費量が減少する場合ですが、これは理論的な限界もあります。今、エネファームは55%ぐらいの発電効率になりますが、それが70%、80%と発電効率が上がってくると、分母がマイナスになることも考えられますが、発電効率がいつ上がってくるのかは、現状では言えません。簡単に申しますと、今の条件、今の発電効率に当てはめますと、分母がマイナスになることは考えにくいのではないかと考えております。

ただ、おっしゃっていたように、これが将来的にどうなるのかを踏まえ、脚注等に記載するのは、事務局の判断にお任せいたします。以上でございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。ほかは何かご意見ありますか。

私からも聞いていいですか。これ、逆に分子にしようとする、どう考えるか。要は電気分を熱換算していく感じでしょうか。そうするとヒートポンプの効率を入れるのかと思います。

○大國委員

給湯効率という言葉とはかけ離れてしまいますけれども、エネファームの効率、しかも一次換算係数を考慮したという意味では、分母に持っていく、足し合わせるということが合理的かなという気はしました。

多分そうすると、2とかになる可能性はあるかなというようなところですかね。

○齋藤座長

ほか、いかがですか。オブザーバーの方、いかがですか。逆に、現状でよいということなのでしょうか。

○大國委員

今、ご説明いただいた、すみません、55%効率であれば、マイナスにはならないっていうことは、必ずこのバックアップボイラーが稼働するということを意味していますよね。仮に 55%でバックアップボイラーが稼働しない場合であれば、もう既にマイナスになるということになるかと思うので、そこがちょっと。現状はそういうことなので、違和感がないのかもしれないですけど、例えば 1,000%とか、分母が限りなく小さくなっていった時に変な数字が出てくるのは嫌だなというところがあって、その対処法として幾つかご提案をさせていただいたところです。

○齋藤座長

赤松委員いかがですか。

○赤松委員

エネファームが発電している発電量が、分母の右の項だと思うのですが、これをエネルギー換算して、元の燃料の使用量が減る効果を入れて、分子のほうが実際の給湯量ということになっているので、私はこれは合理的なのだと見てました。

○齋藤座長

この式でよいということでしょうか。

○赤松委員

そうですね。発電効率 100%を超えなければおそらくマイナスにはならないと思うのですが、どうでしょうか。

○大國委員

fprim が 8.64 ということは、発電効率が四十数%であるということを示しているので、40%と 55%、ただ、それだけを見ればもう既にマイナスになっているということが言えます。ただ、先ほど申し上げたようにバックアップボイラーが必ず動くということであるならば、ここがプラスになるので、マイナスになることはないという認識かというふうに理解しております。

○赤松委員

1 年間のエネファームの実際の稼働状況からこれを計算しているということをご説明い

ただいていましたので、分母の左の項は実際に使われている燃料の発熱量で、そこから発電した量を熱量換算して引くので、エネファームが発電した分を考慮していると考えていたので、大國委員がおっしゃったようなことが問題となるという認識ができていませんでしたが実際にはどうでしょうか。

○大國委員

fprim が 3.6 であれば全然問題ない、単なる熱量換算の係数なので、3.6 であれば、だと思うんですが、一次発電効率に 8.64 に直したことによって、大きくなっているというところが懸念点かなというふうには思います。

○齋藤座長

事務局ありますか。

○井澤補佐

ご議論いただきましてありがとうございます。結論的には、ここのページの 3 ページ目で書かせていただいているとおり、こういうような目的があるということから、我々としては、8,640 を使わせていただく、それすなわち今エネファームが持っている省エネ性能というものを評価してあげるためにも、こういった数字を使うべきだろうと思っています。

一方で、数字上、あるいは計算上マイナスになるというふうなところにご懸念をというふうなところでしたので、そういった場合にまたこの式をどうするかという文言を書くかどうかということについては、少し事務局で持ち帰りつつ、座長とも相談して、決めさせていただきたいなというふうに思っております。

ですので、大國委員からいただいたゼロに近付くというふうな点、そして、計算式がちょっと特殊ではないかという点、そこも合わせましてということかと思いますが、基本的には 3 ページ目に書かせていただいた方針でやるというふうなところでご了承いただけると大変ありがたいなというところでございます。

○齋藤座長

大國委員よろしいでしょうか。

○大國委員

分かりました。ご検討いただければと。

○齋藤座長

はい。まず一度検討させていただきますが、私も基本的にはこの形でいいかなと思います。極端なことが起こる例などを整理して、検討させていただきたいと思います。ありが

とうございます。非常に貴重なご意見、ありがとうございます。

ほか、いかがですか。プレート立てていただければと思います。委員の皆さま、あといかがでしょうか。よろしいですか。花村委員もよろしいですか。

では、今、オブザーバーの皆さまからも少しご意見をいただきましたが、ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。今の点は、少し検討させていただければと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、次、議題4の潜熱回収型の給湯機等の普及拡大に向けた取組について、事務局より説明をお願いいたします。

○井澤補佐

事務局でございます。資料4のほうをお願いいたします。

まず、1ページ目でございますが、今後必要となる取組についてというところでございますが、こちらは前回の第5回WGの資料の抜粋でございます。

前回の会合の際に、前々回の判断基準WGでいただいた委員あるいはオブザーバーの方々からの意見も踏まえまして、最終消費者に至る過程において、効率的な給湯器が選択されるような取組が必要かどうかという議論をさせていただきました。

今回資料4では、我々事務局あるいはオブザーバーの方とも議論をさせていただきました。今後の取組の方向性について、まとめさせていただいています。

2ページ目でございます。まず、方向性の議論をさせていただく前に、このページの下部にありますとおり、普及に向けた主な課題というようなことを整理させていただきました。上の日本語のところ、2ポツ目でも書いてございますが、給湯器が流通する過程に存在する各ステークホルダーにおける潜熱回収型給湯器の選択・販売に関する課題、こちらを示してございます。

また、3ページ目のほうには、その課題を踏まえた取組の方向性を示させていただいています。

まず、2ページ目の課題でございます。①番、集合住宅や戸建住宅の建築を行うディベロッパーやハウスメーカー、工務店等というところでございます。こちらにおける課題でございますが、建築費用逓減のため、設計時の段階でより安価な従来型給湯器を選択というふうなところで価格に関する課題を書かせていただいています。

続きまして、②番、販売事業者（施工を含む）というところでございます。1つ目のチェックでございますが、ニーズに応えるため、より安価な従来型給湯器を販売するというところでございます。2つ目でございますが、ドレン排水を雨水処理できない地域においては、潜熱回収型の変換、工事における物理的な問題、あるいは時間的な問題、そして経済的な問題、このようなものが存在しており、従来型給湯器を選択しているというふうなところでございます。

③として、賃貸住宅オーナー・管理会社でございます。1つ目でございますが、潜熱回収型給湯器の設置にかかるコスト、これ、設置費用というのは、本体そのものの価格もございますし、途中で導入ポテンシャルのところでもご説明させていただいた三本管、三本弁のような工事費用も含まれております。こういったものの軽減のため、従来型給湯器を選択するというふうなことがございます。

続いて、潜熱回収型の給湯器のメリットでございます。通常であれば初期投資、ある程度高いエコジョーズを選ぶというふうなことによって、効率的なガスの使用につながりますので、ガス料金が節約されると、こういったところが潜熱回収型のメリットでございますが、そういったことそのものをご存じないというふうなことであったり、そういったことをご存じないからこそ、部屋を選ばれるような方々に対する情報提供の機会がないということも課題と考えております。

最後、④番、一般消費者でございますが、今申し上げたとおり、賃貸であっても分譲であってもでございますが、ご自身で家を建てられるという場合においても、こういった効率的な潜熱回収型給湯器の存在そのものであったり、申し上げたような経済的なメリットというようなことをご存じない場合、あるいは賃貸の集合住宅に入られる方におかれては、知らないことによって自ずと従来型が設置されている物件を選択してしまっているというふうに、賃貸住宅オーナーや一般消費者のところでは、そもそも潜熱回収型給湯器の存在であったり、メリットというものをご存じない場合ということが課題になっておるのかなと思っております。

次のページ、3ページ目でございます。今申し上げたような価格の話、あるいはドレン排水に関する課題として、情報をよくご存じないというふうなところの課題感を受けた上でどのような取組の方向性があるかということを説明しているページでございます。

まず1つ目、製造事業者等の取組でございますが、国や給湯器の流通等に関わる事業者、以下、関連事業者としておりますが、このような方々の参加・協力を得つつ、潜熱回収型給湯器等の普及に向けた取組を実施するという事を考えてございます。

製造事業者だけではなく、実際に流通に関わる事業者さんであったり、賃貸住宅のオーナーの方々であったり、あるいは家を建てる方々であったり、こういった方々にご参加いただいて、各々の立場から効率的な給湯器の普及をどうしたらいいのかということを進めていこうというところでございます。

例えばということで書かせていただいておりますが、まさに先ほど申し上げたようなメリットに関する周知活動、あるいはスムーズな工事ができるような施工に関する資料の共有等、そしてドレン排水の雨水処理実現に向けた働きかけ、こういったことができないかというところでございます。

続きまして、製造事業者等の取組の2つ目でございますが、潜熱回収型給湯器等の選択によって、消費者が経済的メリットを得ることのできる取組を実施するとさせていただいております。特に潜熱回収型給湯器でございますが、一般消費者が経済的メリットを得るこ

とのできる価格が必要だと、こういったことに留意していただきつつ、潜熱回収型給湯器等のさらなる量産による従来型給湯器との価格差縮減に努めるとさせていただきます。

続きまして、国の取組でございます。前のページでやっぱり情報をよく知っていただきたいということがございましたので、関連事業者が一般消費者に対して提供すべき給湯器の省エネ情報を整理するとともに、関連事業者による一般消費者に対する説明機会の創出、そういったことが国で何かできないかというふうなところでございます。

例えばと書かせていただいておりますが、現状この省エネ法の小売事業者表示制度に基づく「統一省エネラベル」というものがございしますが、こういったツールも使いながら一般消費者による効率的な給湯器の選択に資する情報、こういったものを関連事業者さんから積極的にご説明いただくということを考えたいと思っております。

それにつきまして2つ目でございますが、潜熱回収型給湯器等の選択・販売に向けた関連事業者への協力要請の実施、あるいは施工時に必要となる、地方公共団体のドレン排水情報の収集、公表ということを国として取り組むことが必要ではないかと考えてございます。

続いて、関連事業者の取組でございますが、上記のような取組も受けてというところもございしますが、実際に関連事業者の皆さんにおかれましては、一般消費者の方々に対して、潜熱回収型給湯器等の選択に資する情報を提供するよう努めていただきたいということであったり、2つ目は家を建てるような際ですけれども、建築物の居住者が潜熱回収型給湯器又はより効率的な給湯器を使用することができるよう、その選択及び設置に努めていただきたいというものでございます。

最後、一般消費者の取組でございますが、こういった情報を我々が伝えるということもさせていただきますつつ、潜熱回収型給湯器又はより効率的な給湯器の選択に努めていただきたいと、そして、ガス温水機器を使う際には、適切かつ効率的な使用によりエネルギーの削減に努めていただきたいというところでございます。

次のページでございます。今、3ページ目で申し上げた、国によるドレン排水に関する取組について、紹介をさせていただきます。

途中で申し上げたとおり、潜熱回収型給湯器から発生するドレン排水の取り扱い、各地方公共団体でご判断いただいているところでございます

我々資源エネルギー庁と国土交通省の連名で、地方公共団体の皆さまにアンケート調査を実施させていただきました。

各自治体で実際にドレン排水がどのような取り決めになっているのか、雨水処理なのか、汚水処理なのか、あるいは条件が付けば雨水処理なのか、そういったことをアンケート調査させていただき、その結果の一部を我々資源エネルギー庁のホームページで先月、3月に公表させていただいております。

こういったものを現場の方々にご活用いただき、潜熱回収型給湯器の設置がスムーズになるように取り組んでいただきたいというところでございます。

続いて5ページ目、最後でございます。これも参考でございますが、建築物省エネ法に基づく表示制度というものの紹介でございます。

先ほど課題や対策のところ、どうしても消費者の方々が情報に触れる機会がないというふうなことを申し上げましたが、ここで上の2ボツ目に書かせていただいているとおり、2014年11月から既存の住宅を対象とした「省エネ部位ラベル」というものの表示が開始されています。

販売・賃貸事業者等は、潜熱回収型給湯器やハイブリッド給湯器といったエネルギー消費性能の高い給湯器を設置している場合、このようなラベルを表示することが可能となっています。具体的には、下の絵の真ん中部分、赤いところに給湯器と書いてますが、この例はハイブリッド給湯器になってございますが、潜熱回収型が付いているようなご家庭においては、エコジョーズと表示されるというふうな仕組みが始まっております。

最後ですけれども、賃貸住宅での契約等をされる場合には、当該ラベルを使用し、消費者に対して説明するというふうなことが推奨されているというふうな取組もございます。

このような色々な取組を合わせまして、今後、高効率な給湯器あるいは潜熱回収型の給湯器が最終消費者に選ばれるよう、我々としてもあるいは製造事業者等においても取組を進めていきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○齋藤座長

どうもありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。先ほど同様に、委員の皆さまから始まりまして、オブザーバーの順にネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。

いかがでしょうか。まず、委員の皆さま、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。花村委員、よろしく願いします。

○花村委員

ありがとうございました。

私はこれ、ぜひ啓発をしていただければなというふうに思っているのが一つ、あと、4ページのドレン排水の取り扱いなんですけれども、これ、実際の条例の改正も影響してくるものもあろうかと思しますので、例えば年に1度、改正状況とかの更新とかっていうのは、何らかの形で、これは国交省かもしれないんですが、そんな感じで情報のアップデートをぜひやっていただいて、できればそれが改正によって、ガス機器の取り付けが促進されたよというところまでいくと、非常にトレースとこの効果っていうのが見えやすいなというふうに思いましたし、工務店さん含めて、最新情報をここでアップデートできるっていうのが非常によろしいなというふうに思いました。

あと、5 ページ目のほうにつきましては、これ、すごく大事なことだと思いますので、これ、ぜひ促進していただきたいのと、今お話ししながら、できれば、多分不動産屋さんの賃貸だからどことは言わない、いろいろなウェブで賃貸情報を掲げている情報サイトに今お話しいただいたこういった省エネ状況というもののイラストなり情報が出ていくと、先ほどおっしゃっていただいた賃貸者とか購入検討の際に、参考になると。今、絵柄で結構いろいろな条件設定が絵柄とピクトグラムで表示されているので、これが追加になって、こういったものが入ってくると、消費者の意識という部分にも目にする機会が多くなりますので、非常によろしいかなというふうに思いました。以上2点でございます。意見とさせていただきます。

○齋藤座長

はい。では事務局よろしくお願いします。

○井澤補佐

ありがとうございます。いただいた1つ目の点につきましては、まさにおっしゃるとおりでございます。我々としても、この情報をぜひアップデートしていきたいなと思っています。可能な限りアップデートしつつ、自治体の皆さまの負担もある程度考慮させていただきながら、随時最新といいますか、実態に近い情報といいますか、そういったものを提供させていただきたいなと思っていますところでございます。

もう1つ、省エネ部位ラベルについてでございますが、ありがとうございます。国土交通省においても、このような取組を進められているというところでございますので、オープンになっている情報でもございますし、我々省エネルギー施策としても、使わせていただけたところで、ぜひこういったものをアピールできればなと思っております。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。林委員、よろしくお願いします。

○林委員

前回私、知識の蓄積をということで、統一省エネラベルを普及させたいと申したんですけど、上からではなくて、じゃ、私のような一般消費者からエコジョーズの省エネラベル、どうやって近付けるだろうかっていうことで、ホームセンター3軒行って、家電量販店2軒行ったり、あと、地方自治体が主催しております省エネ講座というのに2回出席してみたんですけども、全く、全然ガス給湯器に関しては省エネラベルがありますよっていう話は出てこなかったんです。

第5回の時に私、手元に近くにありましたホームセンターのところのものには、省エネ

ラベルがあったものですから、せめてホームセンターでは、付いてるのかなと思ったんですが、その後行った2カ店ではなかったものですから、対して家電量販店の冷蔵庫とエアコン、もう100%付いていまして、同じ統一省エネラベルでもこんなに扱いが違うのかっていうのを改めてがく然としました。

ただ、統一省エネラベルは、ミニラベルの使い方もできるということで、やっているところもミニラベル的に使っていますし、店頭にあるようなホームセンターなんかでは、部分的にでもそういうものを貼って、全部の数字じゃなくても、ミニラベルみたいなものを貼って欲しかったらいいなと感じました。

前回、流通事業者にも責任を持ってもらうのが必要ではないかというご意見がありましたので、それは本当にごもっともだと思います。なので、せめて、チラシですとか、店頭の印刷物ですとかには、省エネラベルを載せて欲しいですし、もう既にこういった店舗なりチェーン店は、いるわけですから、あらゆる消費者問題解決する時に、よくない事業者をいさめるっていう姿勢もありますけれども、いい事業者さんを育てるっていうつもりで、事例としてこれがありますよっていうことで普及して欲しかったらいいなと思いました。

それから、花村委員と重なるんですけれども、賃貸物件を探す時に見るスマホとかで出る賃貸物件情報サービスサイト、私も7件ぐらい見てみたんですけれども、エコジョーズ入れているのは1社だけで、インターネット使用料無料ですっていうのは、7社とも全部入れています、私、娘とか息子に聞いてみたんですけれども、「エコジョーズ？知らない」とかいう反応でしたので、今後ほんとに意見が同じなんですけれども、建物のほうの省エネラベルでそういうものを実際対面の契約時に指示、物として増やしてくれるっていうのはとてもありがたいことだなと思ったので、大いに期待しております。以上です。

○齋藤座長

ありがとうございます。事務局よろしくお願いします。

○井澤補佐

はい。ご意見いただきまして、ありがとうございます。

今、現状、我々のところでも統一省エネラベルという制度を行わせていただいています。実際に自分自身も使用者になることもありますので、温水機器というものを使わせていただいている立場ではありますが、実際に何かあった時に購入する場合、家電量販店で行って購入するというふうな方もあると思います。

一方で、やはり自分たちの専門的な知識がないところから、そういったところではない別のルート、そういったところで購入するパターンも非常に多いというふうにいろんな方々からお話を伺っているところです。今回の措置においては、普段お店行って買うというところ以外のルートにおいて、まずしっかり手当すべきではないかと、おそらくそ

こちらのルートの方が非常にケースとして多いということもお話として伺ってますので、既にやらせていただいている小売事業者表示制度もやらせていただきつつ、プラスそうではない別のルートのところに対する手当てということもぜひやらせていただきたいなということを思っております。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。大國委員、よろしくお願いします。

○大國委員

ありがとうございます。取組はぜひやっていただきたいと思っております。それで、政府の取組につきましては、特に関連事業者さんの取組を促すことが大事だと思っておりますので、その方法はいろいろあるかとは思いますが、ほめることとか、あるいは規制することなども含めて、努力義務もあるかとは思いますが、いろんなやり方があると思いますので、ぜひ国におかれましては、できる限りのことをやっていただければというふうに思っております。

それから、統一省エネラベルのことなんですけれども、現状、私の理解では、小売事業者等というふうに名前が付いていて、一般消費者の省エネルギー活動に協力できる人たちは誰でもそのラベルを使ってくださいという、そのような形になっていて、そういう方々はぜひ努力してくださいという、そういう仕組みになっているというふうに認識していますので、ぜひ、製造事業者さまにおかれましては、統一省エネラベルの普及にぜひ貢献していただければというふうに思っております。

というのは、製造事業者というか、多分製造事業者さんの販社さんだとは思いますが、大体において、カタログでありますとか、ウェブサイトでありますとか、メーカーさんが製品を表示している、その情報をほとんどの方々が販売時に利用されているというふうに認識してますので、そこに統一省エネラベルの情報が提供されることによって、一気に世の中にその情報が進む、共有されるのではないかなというふうに思っています。

なので、国の取組の中に統一省エネラベルの積極的な情報提供ということが書いてありますけれども、ぜひメーカーさんにおかれまして、製造事業者さまにおかれまして、その努力を共有していただければというふうに思っているところでございます。

特に省エネラベル知らないとか、告示の努力義務を知らないという方、圧倒的に多いというふうに認識してますので、それは国と製造事業者さまで変えていっていただきたいというふうに考えている次第でございます。以上です。

○齋藤座長

では事務局から、よろしくお願いします。

○井澤補佐 ありがとうございます。

重要なことだと思います。ありがとうございます。

○齋藤座長

ぜひよろしくお願いします。ほか、いかがでしょうか。では、赤松委員、よろしくお願いします。

○赤松委員

個人的なことなのですが、最近、自宅のリフォームをしまして、その際に免税の対象となる住宅に、高断熱性住宅、等のいくつかの種類があるかと思います。その際に、エコジョーズとかエネファームをもっと陽に、これらを使用した際に減税措置があることを示すことが必要ではないかと思っております。先ほど大國委員もおっしゃっていただきましたが、最終的に高性能給湯器を導入した場合にどのようなメリットがあるのかということを知らないことが多いかと思います。経済産業省様だけですと難しいかもしれませんが、日本の国の政策として、高性能給湯器を導入して省エネを行うことで、実際の最終消費者や集合住宅のオーナーの皆さんにどのようなメリットがあるかについて、はっきりと示すことが非常に重要であると思います。

リフォームの結果、実際には、給湯器がエコジョーズになっていましたが（今回の場合は集合住宅が対象なので対象外なのかもしれませんが）、どなたにどういう形で補助金が付与されているのかについて、明確にわかるようにしていただくと、各人の意識が上がるのではないかと思います。

もう1つは、この補助金の執行割合が非常に低いということがあったとお聞きしていましたので、執行額が満額となるように何か仕組みをつくらないといけないのではないかと思います。補助金の額が、従来の給湯器と高効率の給湯器の差額を十分に補てんしていない額であるのであれば、申請額が補助金の満額に達するまでは、差額を100%補填しますといったことを実施する必要があるのではないかと思います。

もちろん補助金の存在の認知度が進んでいって、多くの応募があつて、補助金の総額が足りないということであれば仕方がないと思いますが、執行額が未達なのであれば、全額補助ということも必要なのではないかと思います。

○齋藤座長

ありがとうございます。では事務局、よろしくお願いします。

○井澤補佐

ありがとうございます。

現行の補助制度についてもご指摘をいただきました。今現状の補助制度においては、まさにおっしゃっていただいた差額がきちんと補てんされるというふうな考え方をベースに設定させていただいているものですので、引き続きそういったやり方をきちんとしっかりと充てていくというふうなことかと思えますし、途中で我々国の取組でご説明というふうなこともありました、そういった中で補助金の存在であるとか、そういったこともぜひ周知をしていって、執行を上げていきたいなと思っているところでございます。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。では、今委員の皆さまからご意見いただきましたので、オブザーバーの皆さまから何かあれば、よろしくお願いします。清水オブザーバー、よろしくお願いします。

○清水オブザーバー

日本ガス石油機器工業会の清水と申します。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。委員の先生方におかれましても、非常に貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。

日本ガス石油機器工業会としては、お示しいただきました新しい目標基準値の達成に向けて、鋭意努力していくというふうな所存でございます。本日の内容につきましても同意させていただきたいと思っております。

ただ、これまでも製造事業者や弊工業会ではエコジョーズをはじめとした省エネ給湯器のさらなる普及拡大を図るために、省エネ性能の向上ですとか、従来型からの取り替え性の向上のための技術開発、それからならびに高い省エネ性能による経済的なメリットも周知に努めてまいりました。

ただ、一方、1月29日の判断基準ワーキングでもご指摘ありましたように、製造事業者だけでは、解決できないさまざまな課題があることも事実でございます。

行政機関や関連団体の皆さまのご協力をいただきながら、今ご発言いただきましたさまざまな周知などを進められるように流通事業者、消費者への潜熱回収型給湯器の周知や普及促進に取り組んでいくということが必要になるというふうに考えております。

ご意見いただきました官民一体となった取組を実施することが、まさにこれが取組であり、特に大切であるというふうに考えております。その取組を行う推進体制の中で実績をしっかりと把握しながら、それを考慮した対応を確実に進めていくということで、今回示された目標値達成の実現を目指していきたいというふうに考えております。

本日の資料の4番のところ、これについて、引き続き関係各位のご支援やご協力、お知恵を拝借しながら、業界として努力していきたいというふうに考えております。

本日は本当にありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。何かありますか。よろしいですね。では清水オブザーバー、ありがとうございます。

ほか、いかがですか。林委員、どうぞよろしくお願いします。

○林委員

ありがとうございます。

オブザーバーの方にお伺いしたいんですけども、エコジョーズっていうロゴありますよね。スの片仮名がお風呂になっていて、ズの点々がお湯のこういうふうになっているもの、あれ、私好きなんですけれども、あれを使う、使わないっていう判断とか、エコジョーズ、だから潜熱回収型には必ず付けるっていう決まりがあるのかどうか、お伺いしたいんですけども、あまりないんだったらば、ぜひもっとアピールして使うとか、あと、統一して使うとかですね。今見てますと、色がいろいろあったりとか、本体でも貼ってるところの場所が上だったり下だったりするんですけども、その実情はどういったものなのでしょうか。

○齋藤座長

清水オブザーバー、よろしいですか。

○清水オブザーバー

潜熱回収型のエコジョーズにつきましては、全て統一で同じラベルを表示させていただいております。機器の右のほうとか左のほうとかいうのは、私もこの場では把握しておりませんが、必ず表示されるようにしておりますので、まだお目にかかることが少ないということであれば、われわれの努力不足というところもあったかと思っておりますので。

○林委員

規則として皆さん付けてねっていう業界団体の規則なんですね。

○清水オブザーバー

はい。そのように統一しております。

○林委員

最終的に付けるのは、施工業者の、工事なさる方が最終的に付けるんですか。出荷の段階でもう付いてるんですか。

○清水オブザーバー

ラベルですね。これ、工場で貼り付けておりますので、出荷で全て付いております。

○林委員

そうなんですか。じゃ、確かですね。付け忘れちゃったとかいうこともないですね。

○清水オブザーバー

はい。

○林委員

そうですか。住宅街歩いてますと、よその家のそれが見えるんですよ。あれは、冷蔵庫とか何かと違って、商品自体が広告してくれてるっていうか、宣伝してくれてるっていうか。言い方が悪いですね、情報提供をしてくれてるまれなる商品だなと思っていますので、ぜひともなるべく上のほうに付けていただくといいのかなと思ったりもしました。

あと、これはちょっと変な話なんですけれども、テレビの情報番組で、毎年エアコンが夏前になりますと、各局とも民放もNHKもなんですけれども、各局とも効果的な使い方、クイズ形式で、冷房と自動とどっちがいいんでしょうかという、毎年やるんですね。あれはやっぱり熱中症で亡くなる方、人の命を、という観点からか報道関係が記事になさっているのかなとも思うんですけれども、給湯器も季節指数というのはきっと冬のほうが高いんじゃないのかなと素人ながら思いまして、それでしたら、やっぱり需要が増える冬前ぐらいに、これは先ほど言った省エネ講座に出席してはじめて教えてもらったんですけれども、温度をちょっと下げましょうと。あと、使用量はなるべく少なくしましょうとか、家族だったら、4人続けざまにお湯に入りましょうとかいう、当たり前と言われたら当たり前なんだなというのを講座に出席して思ったんですけれども、そういう使い方の情報をそういうエアコンがあれだけやってるんですから、給湯器もできないのかなと思ったんですけれども、これはちょっとどこに当たったらいいのかが分からなくて、そういうことです。

でも、エコジョーズのシールのことが分かりまして、とても勉強になりました。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。何かありますか清水オブザーバー、コメント等。

○清水オブザーバー

はい。私どもでもまだ力及ばないところありますが、お風呂は続けて入りましょうとか、そういった使い方についての資料なども準備してるんですが、まだまだメディアで取り上げていただくというのが少ないように今、認識いたしましたので、ぜひ多くの方にそうい

った効率のいい使い方が伝わるようにですね…、

○林委員

使い方と一緒に経済的にはエコジョーズっていうものがありますよっていうのを、情報提供できたらいいなと思っております。

○清水オブザーバー

ありがとうございます。ぜひ、これからの活動に役立たせていきたいと思います。

○齋藤座長

ぜひぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。菅沼オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○菅沼オブザーバー

日本ガス協会の菅沼と申します。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

今、資料4のところで、さまざまな取組についてお示しいただきましたけれども、ガス協会としまして、ガス機器販売業を営むガス事業者としての立場から、製造事業者の方々と協力して、潜熱回収型給湯器の普及に向けて取り組みを進めていきたいと思っております。

また、日本ガス石油機器工業会さまからご発言がありましたが、資料1にありました目標年度、目標基準値については、ガス協会としまして、製造事業者が前向きに捉えられた数字だと思っておりますので、賛同いたします。特例制度につきましても、エネファームが位置付けられたことに賛同いたします。

資料の3ページ目に記載がありますとおり、省エネ法のエネルギー使用合理化措置では、工場等のエネルギーの使用の合理化の評価にあたり、全電源平均係数を適用するエネルギー消費原単位と、電気需要最適化係数を適用する電気需要最適化評価原単位が用いられており、この制度の特例においては、全電源平均係数を用いるという判断をされたものと理解しています。

最後に、潜熱回収型給湯器の普及に向けて、ガス協会としましてもしっかりと取り組んでいきつつ、さらなる普及に向けて、資料4で示された取組に対して協力していきたいと思っております。発言は以上でございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

ほかはよろしいですかね。ありがとうございます。そうしましたら、議題4の潜熱回収型給湯機器等の普及拡大に向けた取組につきましても、ご了承いただいたということで進め

させていただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして、議題5のガス温水機器の取りまとめ案について、引き続き事務局よりよろしくお願いいたします。

○井澤補佐

事務局でございます。資料5、取りまとめ案でございます。こちら、今日に至るまで、合計3回の判断基準ワーキンググループ開催させていただきまして、その中でご議論いただき決定した事項等々について記載をさせていただいています。

1番は背景・事情でございます。2番は対象範囲、3番は測定方法、4番は目標年度、5番が目標基準値、6番が達成判定、これ、特例でございます。7番、表示事項、最後8番に省エネルギーに向けた提言というふうに書かせていただいています。

一つ一つの説明は省略させていただきますが、本日エネファームの特例の計算のところで、1つ補足が入るかもしれないというふうなところを事務局で持ち帰りさせていただいていますので、この後、我々のほうでどういった修正があるのか、あるいは修正しないのかも含めてかもしれませんが、いったん事務局のほうで修正し、また、委員の皆さまにお届けし、確認いただくということかと思っています。

スケジュール感はこの1週間の以内に最終的な決定までさせていただきたいと思っていますので、早急に事務局のほうで検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。先ほど同様、委員、オブザーバーの順にネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず委員の皆さま、大國委員、よろしくお願いいたします。

○大國委員

ホームページの省エネルギーに向けた提言のところで、2点ほどお願いしたいと思っています。

1つ目は、先ほどの製造事業者等の取組の(1)番のところで、どこか入れる余地があるならば、統一省エネラベル等を用いたというところを何か入れていただければありがたいなというふうに思っております。

それから、④番のガス温水機器についての、暖房機能付きのものの実使用時を考えた効率改善のための評価方法の開発に努めること、につきましては、ぜひ、こちらを進めていただければありがたいなと思ってます。たしか2020年の時の委員会でも、同じことが書いてあって、今回の委員会の始まる時にどうですかというご質問、たしかさせていただい

たと思ったんですけれども、やはり引き続きちょっと難しいということだというご回答があったように記憶しております。難しいところはあるかと思うんですけれども、エアコンなどもいろいろ条件を設定しながら計測方法を定めていると思いますので、必ずしも世の中全てに当てはまるということは多分難しいとは思うんですけれども、何らかモデルケース的に検討することはできるのではないかなというふうに思っている次第です。

次の委員会の時に何かいい報告があるとありがたいなというところでございます。以上でございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。では、事務局よろしくお願いします。

○井澤補佐

ありがとうございます。今いただいたコメントは8番の（1）製造事業者等の取組のところで、統一省エネラベルというものの活用も製造事業者等におかれて可能な限り、というご指摘と、④番、いわゆる定格ではなくモード熱効率ということだと理解していますが、この検討ということだと思います。可能であれば今の検討状況についてオブザーバーに、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○齋藤座長 では荒井オブザーバーよろしくお願いします。

○荒井オブザーバー

ガス石油機器工業会の荒井と申します。先ほど大國さんがおっしゃったように、第1回の時にもご質問いただきまして、弊工業会としては鋭意進めているところでございますが、おっしゃっていただいているように複雑になり過ぎて、なかなか決まらないというところもあるのかなと思っているんですが、ここにハイブリッドを盛り込むということできましたので、さらに煩雑になるということが予測されますが、鋭意進めさせていただいて、次回何らかの答えを出せるようにしたいなとは思っております。以上です。

○大國委員

委員長は専門ではないかと思うんですが。

○齋藤座長

そうですね、はい。

○荒井オブザーバー

ご相談させていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

○齋藤座長

はい、そうですね。なかなか難しく、あんまり頑張り過ぎてしまうと、とてつもなく複雑になりまして、測定するのに何カ月もかかるとか、そんなことになってしまうと製品開発できなくなるとか、いろいろな問題が起こりますので。適切な方法が必要ですので、引き続き議論が進めばいいと思います。

○大國委員

ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

ありがとうございます。じゃ、そうしましたら議題5のガス温水機器の取りまとめ案につきましては、エネファームのところだけ事務局で検討いただきまして、もう一度委員の皆さまに確認いただくというプロセスで進んでいきたいと思います。それ以外のところはご了承いただいたということでしょうか。

どうもありがとうございます。そうしましたら、これで一通り終わったわけですが、何か事務局、ありますか。

これで全て終わったということで、ガス温水機器について目標年度、それから目標基準値、特例制度、潜熱回収型給湯器等の普及に向けた取組の方向性について、議論をいただくことができました。

前回議論した対象範囲、区分、エネルギー消費効率及び測定方法と合わせますと、2028年度を目標年度とする新基準の内容を固めたいということになります。

委員の皆さま、それからオブザーバーの皆さま、ご協力どうもありがとうございました。その他、質問等なければ、本日の議題は全て終了となりますが、何かございますでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら事務局にお返しします。

○井澤補佐

ありがとうございました。まずは、3回の判断基準ワーキングを踏まえまして、おおむねではございますが、ガス温水機器の次期基準、2028年度基準というものが確定したというふうに理解しております。ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

今後は、先ほど申し上げたとおり、最終的な取りまとめを少し事務局で修正させていただいて、なるべく早く皆さまの元にメールでお届けさせていただきます。今週中に全て確定させるというつもりでございます。今後の開催は未定ではございますが、いったんこのトップランナー基準の新基準策定という意味では、今回は最後になります。改めてでござ

いますが、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日も長時間にわたるご審議にご協力いただき、ありがとうございました。
本日のワーキンググループはこれにて閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。